

## 規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 教育職給料表(二)級別職務分類表（別表第二）

第二十一条第三項中「別表第一の備考」を「別表第一の備考1」に、「別表第二の備考」を「別表第二の備考1」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）」とあるのは、「この表の額」とする。  
別表第一の二級の項職務の欄を次のように改める。

講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務 主任実習助手の職務 主任寄宿舎指導員の職務
---

別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(二)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務

別表第九の二短大卒の部1短大三卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、同部2短大二卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

別表第十二の備考に次のように加える。

三 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第十三の備考中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、公布の日から施行する。